



葉山町

議会だより

発行 葉山町議会 神奈川県三浦郡葉山町堀内2135番地 046-876-1111
編集 議会広報特別委員会 発行日 平成20年1月21日

NO.

91

第4回（12月）定例会

- 第4回定例会関連記事 3～5ページ
- 一般質問（5人登壇）..... 6～8ページ
- 委員会レポート 9～11ページ
- 地域活動を訪ねて 13ページ
- 町民の皆様のご意見を伺う会 14～15ページ

私たちは開かれた議会を目指します



年頭の「ご挨拶」



町議会議長
笠原 俊一

新年明けましておめでとうございます。

町民の皆様におかれましては、新たな抱負や願いを胸に新春を迎えられたことと存じます。

皆様方のご多幸を心からお祈り申し上げます。

昨年は葉山町にとって、祝日法の改正により「みどりの日」が「昭和の日」となり、御用邸のまち、昭和発祥の地として記念すべき年でありました。

ご承知のことと思いますが、4期半ば、15年間にわたり町政運営をされていきました守屋大光町長から12月3日に町議会に辞職願が提出され、また、同日、鈴木勘之副町長が

退職するという思いもよらぬ事態が発生しました。

このようなことは、町史始まって以来の事態であり、一日も早く町政の正常化を図るべく議会の役割の重要性を痛感しております。

さて、地方6団体で構成する地方自治確立対策協議会及び地方分権推進連盟は、昨年11月19日に「地方分権改革推進全国大会」を開催し、地方交付税等総額を還元・増額し、財源保障・財源調整の両機能を回復させ、地域間格差の是正を早期に図るよう強く求めました。

また、同月30日には

「真の分権型社会の創造をめざして」をメインテーマに「第51回町村議会議長全国大会」が開かれました。いずれも、地方分権型社会を創造するために、自治体として今後進むべき方向性を示したものであります。

全国の地方自治体はそれぞれ異なった環境や顔があり、少子高齢化を背景に自立した経営主体となるため「財源の充実、権限の移譲」が必要と訴えております。

現在の葉山町も喫緊の課題が山積しており、ますます町議会の役割も重要性を増すことから議員各人の更なる研鑽が不可欠と痛感しております。

末尾になりますが、これからの分権型社会の中でも継承してききました「葉山らしさ」のあるまちづくりを実現していくために、町民が参加し、町民とともに語る開かれた議会を目指し、議会改

革を進める中で「葉山町議会基本条例」の制定にむけて論議をはじめ、「町民の皆様のご意見を伺う会」を昨年末、4カ所で開催し、議会・行政に対する様々なご意見をいただきました。

今年度中の制定を目指し、さらに論議を深め条例案の骨格ができましたら、改めて町民の皆様のご意見を賜りたいと考えております。

皆様のご支援をいただきながら、これからもまちづくりのため尽力してまいりますので、本年もよろしくお願い申し上げます。



山梨崇仁



加藤 清



守屋巨弘



待寺真司



佐野司郎



森 勝美



金崎ひさ



畑中由喜子



中村常光



鈴木知一



近藤昇一



伊藤友子



伊東圭介



阿部勝雄



鈴木道子

(左上段より議席順)

こんなことが 決まりました

第4回 12月 定例会

第4回定例会は、12月4日から10日まで開催しました。一般質問は5人の議員が登壇し、当面する行政の課題をただしました。議案は葉山町一般会計補正予算をはじめ、葉山町子育て支援センター条例等13件を審議しました。

◎葉山町子育て支援センター条例
地10に改めるためのものです。全会一致で可決しました。

◎葉山町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
勤勉手当について国家公務員の改正に準じて年間支給率を引き上げるもので全会一致で可決しました。

◎葉山町地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例
一色上原地区地区計画決定に伴い、同地区を新たに当条例を適用する地区整備計画区域とし、建築物の制限を図るためのもので全会一致で可決しました。

◎固定資産評価審査委員会委員の選定について
現委員横田昌和氏、駒木根仁氏、赤池典子氏の任期が平成20年2月4日で満了となるため、横田氏の再々任、駒木根・赤池両氏の再任に同意しました。

◎下水道使用料に関する異議申立てに対する決定
地方自治法第229条によ

問 子育て支援センター設置準備事業で県補助金の有無は。
保健福祉部長 ない。

問 本事業で単年度事業と継続事業との関連は。
総務部長 アスベスト板除去工事は本年度事業として追加計上した。

問 葉山しおさい公園内池防水加工工事は開園以来初の工事か。
総務部長 池の漏水が激しく初工事となる。

消防本部庁舎敷地の地積が確定し、地番の分筆が行われ同本部の位置を「葉山町堀内2050番

補正予算質疑

平成19年度補正予算

(△は減額)

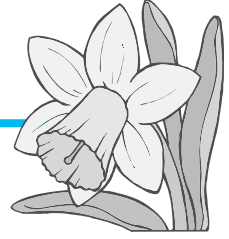
歳入歳出予算の総額

(単位：千円)

会 計 名	補正前の予算額	補正予算額	補正後の予算額	
一 般 会 計	9,409,819	5,616	9,415,435	
特 別 会 計	国 民 健 康 保 険	3,321,632	14,852	3,336,484
	老 人 保 健 医 療	2,563,162	13,326	2,576,488
	介 護 保 険	2,028,809	△4,959	2,023,850
	下 水 道 事 業	1,488,348	0	1,488,348
	小 計	9,401,951	23,219	9,425,170
合 計	18,811,770	28,835	18,840,605	



みなさんからの 請願・陳情のゆくえ



- ◎重度障害者医療費助成制度を含む、3助成制度に対する陳情書 ……**全会一致で採択**
- ◎ごみ処理について葉山町独自処理（案）を試算し説明会を開くことを求める陳情 ……**全会一致で採択**
- ◎県の医療費助成制度見直しに関する陳情 ……**趣旨了承**
- ◎貴町における医療費助成制度維持に関する陳情 ……**趣旨了承**
- ◎深刻な医師不足を打開するための法律を制定するよう、国に対しての意見書提出を求める陳情書
……………**全会一致で採択**
- ◎「看護師等の人材確保の促進に関する法律」の改正をおこなうよう、国に対しての意見書提出を
求める陳情書 ……**全会一致で採択**
- ◎鈴木勘之副町長の罷免を求める陳情 ……**全会一致で不採択**
- ◎妊婦健康診査の拡充を求める陳情 ……**全会一致で採択**
- ◎県の医療費助成制度見直しに関する陳情書 ……**趣旨了承**
- ◎医療費助成制度維持に関する陳情書 ……**趣旨了承**
- ◎真名瀬遊歩道整備に関する陳情書 ……**趣旨了承**
- ◎葉山町観光協会に対する監査を求める陳情書 ……**賛成2人で不採択**
- ◎待寺議員が繰り返し署名を行った「昭和の日」創設記念事業推進に関する署名簿の回収と、
待寺議員の釈明を求める陳情 ……**賛成1人で不採択**

◆◆◆ なお継続して審査します ◆◆◆

- ◎近郊緑地保全区域に関する指導内容の見直しに関する陳情書



やどり木

町長行政報告 (1千万円以上 5千万円未満の契約)

- | | | |
|--|----------|---------------------------------------|
| ①下水道工事
葉山処理区（一色）
枝線築造工事
(その1) | 3307万5千円 | 葉山処理区（長柄）
枝線築造工事（その5）
1753万5千円 |
| (その7) | 2656万5千円 | 葉山処理区マンホール内ポンプ設備工事
1627万5千円 |
| (その12) | 1627万5千円 | ②クリーンセンターNO1～4プッシュャー及び耐火物補修
4725万円 |
| | | ③町道森戸向原線歩道整備工事
1102万5千円 |

意見書を提出しました

◎地方自治法第99条の規定により、各意見書は提出先へ送付いたします。

◎紙面の都合上、内容は要約させていただいております。

重度障害者医療費助成制度、ひとり親医療費助成制度及び小児医療費助成制度の維持を求める意見書

重度障害者医療費助成制度を含む3助成制度（ひとり親医療費助成制度・小児医療費助成制度の一部負担金）について、平成20年度も現行のまま堅持されるよう強く要望する。

提出先 神奈川県知事



後期高齢者医療制度の見直しを求める意見書

昨年の医療制度改革により高齢化の進行に対応、新たな「後期高齢者医療制度」が来年4月から実施されるが、当初の制度を見直して、一時的な減免・軽減措置や1年間の窓口負担の据え置きが図られることとなった。

しかし当制度は高齢者、特に低所得者層の老後を不安にさせるもので、平成21年4月以降においても国民が安心して医療を受けられるよう負担の軽減など抜本的見直しを強く要望する。

提出先 衆議院議長・参議院議長・内閣総理大臣・

総務大臣・財務大臣・厚生労働大臣

「看護師等の人材確保の促進に関する法律」の改正を求める意見書

看護の現場は平均在院日数の短縮などにより業務量が大きく増え、かつてないほど過酷な勤務実態となっており、離職者が相次ぐ中で看護職員不足が深刻な問題となっている。よって看護職員を大幅に増員するため、夜勤を月8日以内に規制するなど「看護師等の人材確保の促進に関する法律」を一刻も早く改正するよう強く要望する。

提出先 衆議院議長・参議院議長・内閣総理大臣・総務大臣・

財務大臣・文部科学大臣・厚生労働大臣

深刻な医師不足を打開するための法律の制定を求める意見書

医師の養成を大幅に増やし、勤務条件の改善をはかるために、医師確保に向けた必要な法律を制定することを求め、また当面、この間の削減数を戻し、医学部の定数を最高時（8360人≡現在より75人増）まで増やすことを求めるものである。

提出先 衆議院議長・参議院議長・内閣総理大臣・総務大臣・

財務大臣・文部科学大臣・厚生労働大臣





いっばん 質問

質問者の提出原稿(11字×50行)を基に編集しています

※町長、副町長不在のため、総務部長が職務代理者となりました

問 真名瀬漁港の遊歩道の必要性は。

総務部長 海浜利用増進、地域活性化、交流の場等の効果が期待できる。

問 報告書の計画と違う



問 越波対策必要なのか。

総務部長 越波対策は、沖防波堤で減少させた。

問 計画は越波対策と説明してきたが、報告書は

問 調査報告と全く違う越波対策でないものに変わった。調査は何だったのか。説明が必要だ。

都市経済部長 遊歩道計画は漁港環境施設の整備

問 後期高齢者医療制度の保険料は。

保健福祉部長 できれば従来項目をカバーしたい。

問 事業に変更、漁港内環境整備、漁場再生を追加した。17年度に漁港再整備事業で静穏性に変更となった。

問 調査報告と全く違う越波対策でないものに変わった。調査は何だったのか。説明が必要だ。

問 遊歩道の入札を中止し、次の町長の判断に委ねるべきではないか。

都市経済部長 国・県と協議を重ね、議会に説明してきた事業。変更は国・県の信頼関係を損ねる。補助金交付も決定し、予算

総務部長 1人当たり平均保険料は9万2750円。国保料より584円高くなる。

問 短期証・資格証発行は。

総務部長 納付相談し、慎重、適切に対応する。

阿部勝雄

都市経済部長 遊歩道入札を中止し、次期町長の判断に交付金、予算議決もあり変更は難しい

問 町長の辞職理由と公職選挙法に規定の寄付行為に関する捜査当局の動きについて。副町長の国有海浜地不法占用問題に関する捜査当局の対応に

総務部長 当日記者会見後の部長会議で、町長は町漁協組合長あてに原状

問 副町長の国有海浜地不法占用問題に関し、4月16日付けで町長が葉山



問 町長の辞職理由と公職選挙法に規定の寄付行為に関する捜査当局の動きについて。副町長の国有海浜地不法占用問題に関する捜査当局の対応に

総務部長 私の立場として答えられない。

問 町長は11月22日に議会会派代表者会議、その後の記者会見で辞職理由を述べたようだが、職員には本件の説明があったのか。

問 副町長の国有海浜地不法占用問題に関し、4月16日付けで町長が葉山町漁協組合長あてに原状

守屋巨弘

町長辞職の理由は

総務部長 新聞報道のとおり

回復通知書を出したが、これに係わる不服申し立ての有無は。

都市経済部長 ない。

問 退職金は両者に規定上当然支給されるのか。

総務部長 そのとおり。

問 両者ともに12月3日に辞職したが、12月分の月間給料も支給されるのか。

総務部長 支給される。



町長、副町長不在の本会議

真名瀬遊歩道の入札は中止すべき
 総務部長 この席でその問題の決断は難しい



問 真名瀬遊歩道の入札は明日が締め切りで次期町長の考え方によっては手続きを中止しないと損害賠償が発生する恐れがある。決断してほしい。
総務部長 この席でその問題の決断は難しい。

問 マリンロード構想の調査報告書には最も大事なことだと思うが、概算工事費という記述だけで数字が見当たらない。総合計画の実施計画にまで載っている計画だから、当然概算工事費があるはずなので提示してほしい。
総務部長 担当によく確認をして、あるか確認させていたきたい。
問 守屋町長は公職選挙



南郷上の山公園等にAEDの設置計画は
 増設に向け検討している



森 勝美

法に抵触のおそれがある
 とされたことから辞職、鈴木勘之副町長は国有海浜地の不法占用問題で辞職した。このような理由で町のトップ2人が退陣というのは恥ずべき事態である。多くの町民は不

安と疑問を抱いている。町長は町民に対して速やかに謝罪と説明責任を果たすべきである。本来町長に伺いたかったが、職務代理者として、守屋町政15年をどう考えるか。
総務部長 守屋町長が就任以来、マニフェストを掲げ予算執行や計画づくりをしてきた。それが十分かどうかは本人の言葉

で評価することで、私はその計画に基づいて限られた財源の中で予算を執行したと理解している。
問 ごみ処理広域化計画で費用の均等割の考えがあるのは納得できない。
総務部長 公平な負担となるよう協議を進める。

問 高齢化率の高い当町の救急体制の強化が望まれるが。
総務部長 高度救急資機材搭載の高規格救急車2台配備、9人の救急救命士を養成、三浦半島メディアコントロール協議会の協力で対応。

問 AED（自動体外式除細動器）の増設計画は。
総務部長 救急時の必要性を鑑み、既に増設に向け検討している。

問 地域医療の充実に逗子市沼間に予定されている病院の実現に協力を。
保健福祉部長 総合的病院の誘致については2回、逗子市から現状の説明を受けた。
問 緊急地震速報の情報の提供はどう周知するか。
問 昭和の散歩道、真名

瀬漁港遊歩道計画は執行責任者が辞職し不在であり環境面からも、民意を反映していない。考え直すべきでは。
都市経済部長 担当課としては事業を進めることの答えしかできない。
問 環境教育は日常での習慣づけに意味があるが。
教育長 総合的学習等で地球環境に関する学習の取り組みをしている。

入札結果調書 (公表用)			
予定価格 (入札費比較価格)	¥15,624,000 円 (¥14,880,000 円)	決定価格	(不調) 円
		25取引に係る消費税及び地方消費税 (円)	
入札件名	真名瀬漁港環境施設建設工事(その1)		
入札日時	平成19年 12月7日(金) 午前 10時00分		
第1回入札高	第2回入札高	第3回入札高	決定区分 業者名
辞退		不調	藤川島建設
辞退		不調	南三成港湾

一般質問後、不調となった

近藤昇一

沖防波堤の必要性の根拠が希薄

総務部長 必要だと判断した



説明を求められ、日本共産党は、平成15年度の真名瀬漁港区域再整備調査業務委託報告書、平成16年度真名瀬漁港静穏度解析等調査業務委託報告書

について海洋環境学者に分析を依頼し、指導と報告書の評価を受けた。

問 真名瀬漁港再整備計画に、住民団体から、環境破壊等の問題で見直しを求める陳情が議会に提出されるとともに、防波堤延伸工事をめぐり、独立性についての根拠が薄く、禁法違反で排除措置命令を受けた業者が落札するなど、改めて計画について

問 町長に關する2つの政治団体と私的団体は公職選挙法に抵触するおそれがある。守屋町長個人だけの問題ではない。

問 副町長の公有地占用では本人が辞職したが、引き続き問題解決まで取り組む決意は。

問 副町長の公有地占用では本人が辞職したが、引き続き問題解決まで取り組む決意は。

問 副町長の公有地占用では本人が辞職したが、引き続き問題解決まで取り組む決意は。

問 副町長の公有地占用では本人が辞職したが、引き続き問題解決まで取り組む決意は。



真名瀬防波堤延伸工事

議会活動日誌

今回は、第3回定例会終了以降、第4回定例会終了までの活動報告をいたします。

23日	議会運営委員会	10月	
25日	議会広報特別委員会		
26日	議会広報特別委員会		
31日	総務建設常任委員会		
2日	議会広報特別委員会	11月	
12日	議会広報特別委員会		
13日	総務建設常任委員会		
15日	ごみ問題特別委員会		
16日	議員全員協議会		
21日	議会運営委員会		
26日	教育民生常任委員会		
28日	議会運営委員会		
29日	「町民の皆様のご意見を伺う会」		
2日	議会広報特別委員会	12月	
3日	総務建設常任委員会		
4日	本会議(定例会)		
5日	本会議(定例会)		
6日	議会運営委員会		
7日	総務建設常任委員会		
10日	総務建設常任委員会		
	議員懇談会		



平成20年1月6日 消防出初式・葉山小学校校庭

委員会レポート

委員長の提出原稿を基に編集しています

総務建設

鈴木勘之副町長の罷免を求める陳情

この陳情は、鈴木勘之副町長が国有地を不法占有している問題に関し、その選任に同意した議会が、助言と勧告を行い町長による罷免を求めているものです。12月6日に審査を行い、委員会として辞職勧告決議を可決し

た案件であり、既に退職（12月3日付）しており、罷免を要求しても実行性がなく、全会一致で不採択すべきものと決しました。

入札の中止は困難だが、議会意思を最大限尊重し、入札後の契約を議会終了後まで伸ばす努力を町長職務代理者が行うとの意向が示されたため、全会一致で趣旨了承となりました。

なお、当整備事業の入札は不調となり、次回公告については、町長選挙以降に調整を行う方向で進められています。

12月6日に担当部課長の出席を求め審査を行いました。入札は中止できないが議会の意思を示すため採択、景観条例や環境基本計画にも相容れないので採択、新町長の政

策により変わるので継続、町民への説明責任や町民本位の姿勢を求めて

12月6日・7日の両日にわたり審査を行いました。観光協会は公益性を重視した団体であるから

この陳情は、議会が監査委員に対し、地方自治法第199条第7項に規定する財政的援助を与えている同団体の監査を求め、その監査結果に関する報告を請求することを求めているものです。

12月6日・7日の両日にわたり審査を行いました。観光協会は公益性を重視した団体であるから

8月7日と11月13日に調査を行いましたので、全会一致で中間報告をすることとし、12月10日本会議にて報告しました。この件については引き続き調査をいたします。

葉山町観光協会に対する監査を求める陳情書

この陳情は、議会が監査委員に対し、地方自治法第199条第7項に規定する財政的援助を与えている同団体の監査を求め、その監査結果に関する報告を請求することを求めているものです。

12月6日・7日の両日にわたり審査を行いました。観光協会は公益性を重視した団体であるから

8月7日と11月13日に調査を行いましたので、全会一致で中間報告をすることとし、12月10日本会議にて報告しました。この件については引き続き調査をいたします。

葉山町観光協会に対する監査を求める陳情書

この陳情は、議会が監査委員に対し、地方自治法第199条第7項に規定する財政的援助を与えている同団体の監査を求め、その監査結果に関する報告を請求することを求めているものです。

8月7日と11月13日に調査を行いましたので、全会一致で中間報告をすることとし、12月10日本会議にて報告しました。この件については引き続き調査をいたします。

葉山町観光協会に対する監査を求める陳情書

この陳情は、議会が監査委員に対し、地方自治法第199条第7項に規定する財政的援助を与えている同団体の監査を求め、その監査結果に関する報告を請求することを求めているものです。

8月7日と11月13日に調査を行いましたので、全会一致で中間報告をすることとし、12月10日本会議にて報告しました。この件については引き続き調査をいたします。

8月7日と11月13日に調査を行いましたので、全会一致で中間報告をすることとし、12月10日本会議にて報告しました。この件については引き続き調査をいたします。

葉山町観光協会に対する監査を求める陳情書

この陳情は、議会が監査委員に対し、地方自治法第199条第7項に規定する財政的援助を与えている同団体の監査を求め、その監査結果に関する報告を請求することを求めているものです。

8月7日と11月13日に調査を行いましたので、全会一致で中間報告をすることとし、12月10日本会議にて報告しました。この件については引き続き調査をいたします。

教育民生

葉山町子育て支援センター条例

この条例は、地域における子育て支援を積極的に推進するため、葉山町子育て支援センターを設置し、その管理運営に必要な事項を定めるために提案されたものです。

審査にあたり条例施行規則の素案の提出を求め細部にわたり審査しました。審査の中では、開設時期や指定管理者の導入について、また、公募によるネーミング等の質疑がありました。担当課か

この条例は、地域における子育て支援を積極的に推進するため、葉山町子育て支援センターを設置し、その管理運営に必要な事項を定めるために提案されたものです。

審査の結果、全会一致により可決すべきものと決しました。

この条例は、地域における子育て支援を積極的に推進するため、葉山町子育て支援センターを設置し、その管理運営に必要な事項を定めるために提案されたものです。

審査の結果、全会一致により可決すべきものと決しました。

この条例は、地域における子育て支援を積極的に推進するため、葉山町子育て支援センターを設置し、その管理運営に必要な事項を定めるために提案されたものです。

審査の結果、全会一致により可決すべきものと決しました。

この条例は、地域における子育て支援を積極的に推進するため、葉山町子育て支援センターを設置し、その管理運営に必要な事項を定めるために提案されたものです。

審査の結果、全会一致により可決すべきものと決しました。

この条例は、地域における子育て支援を積極的に推進するため、葉山町子育て支援センターを設置し、その管理運営に必要な事項を定めるために提案されたものです。

審査の結果、全会一致により可決すべきものと決しました。



入札不調となった遊歩道設置用地

らは、平成20年10月開設を目指しており、4月以降に指定管理者の選定をする予定であること、また、公募によるネーミングについては、前向きに検討したいとの答弁がありました。

審査の結果、全会一致により可決すべきものと決しました。

審査の結果、全会一致により可決すべきものと決しました。

審査の結果、全会一致により可決すべきものと決しました。

審査の結果、全会一致により可決すべきものと決しました。

審査の結果、全会一致により可決すべきものと決しました。

審査の結果、全会一致により可決すべきものと決しました。

審査の結果、全会一致により可決すべきものと決しました。

審査の結果、全会一致により可決すべきものと決しました。

審査の結果、全会一致により可決すべきものと決しました。

道使用料に算定すること
は不当であり、全額支払
う義務がないというもの
です。

異議申立てに対する決
定を行うにあたり、地方
自治法の規定により議会
の意見を求められたもの
です。葉山町の判断は、

①町下水道条例の規定に
基づき使用料の額を算定
している。

②散水等に使用し、その
水量を確定するためのメ
ーターを付けることによ
り減額できる旨の説明を
してきた。異議申立人の
主張する排水量は客観的
な事実の根拠に欠ける。

③町下水道条例第15条
の3第1号ただし書き
については、本件は該
当しない。

以上の理由により棄却す
るといふものです。

審査の中では、他自治
体の対応状況や散水等の
小メーターを付けている
事例はあるのか等の質問
があり、下水道使用量に
ついて検討する意向が示

されました。採決の結果、
賛成多数により棄却すべ
きである旨答申すること
に決定しました。

**重度障害者医療費助成
制度を含む3助成制度に
対する陳情書**

この陳情は、医療費助
成制度見直し検討会の報
告書の内容は、治療費助
成に所得制限や年齢の制
限を付加するなどの負担
増を強いる内容になって
いる。重度障害者医療費

助成制度を含むひとり親
医療費助成制度及び小児
医療費助成制度について平
成20年度も維持・継続さ
れるよう県に対し意見書
の提出を求めているもの
です。

委員会では、障害者や
子どもを抱えた家計への
負担増となる等の意見が
あり、陳情の願意に賛同
できるとして、全会一致
により趣旨了承し意見書
を提出すべきものと決し
ました。

「県の医療費助成制度
見直しに関する陳情」・
「貴町における医療費助
成制度維持に関する陳
情」・「県の医療費助成制
度見直しに関する陳情
書」・「医療費助成制度維
持に関する陳情書」

**この4本の陳情は同趣
旨であり関連する陳情の
ため一括で審査しました。**

陳情の要旨は、県の小
児・ひとり親・重度障害
者医療費助成制度につい
て一部負担金導入の方針
を撤回すること。そして、
重度障害者医療について
所得制限の導入及び65歳
以上の新規対象者を外す
方針を撤回するよう県に
意見書の提出を求めている
ものです。また、県の
一部負担金が導入された
場合でも町の同制度で無
料を堅持することと、所
得制限及び65歳以上の新
規対象者を助成外としな
いことを求めています。

委員会としては、同趣
旨の陳情が既に採択され
ており全会一致により趣

旨了承することに決しま
した。

「深刻な医師不足を打
開するための法律を制定
するよう、国にたいして
の意見書提出を求める陳
情書」・「看護師等の人
材確保の促進に関する法
律」の改正をおこなうよ
う、国にたいしての意見
書提出を求める陳情書」

**この2本の陳情は関連
する陳情のため一括審査
しました。**

陳情の要旨は全国的に
医師不足が深刻で必要な
医療が受けられない事態
が発生している。また、
病院で働く勤務医の過酷
な労働実態も深刻である。
よって、医師の勤務条件
の改善をはかることと医
師確保に向けた法律を制
定すること。また、看護
の現場では、高齢化の進
展及び業務量の増大によ
り過酷な勤務実態になり、
看護職員不足が深刻な問
題となっていることから
「看護師等の人材確保の促

進に関する法律」を改正
すること等を国に対し意
見書の提出を求めている
ものです。

委員からは、医師・
看護師不足の問題等を
解消し、地域医療体制
の充実が喫緊の課題で
あることからこの陳情
に賛成できるとの意見
があり、全会一致で採
択し意見書を提出すべ
きものと決しました。

「看護職員不足が深刻な問
題となっていることから
「看護師等の人材確保の促

**妊婦健康診査の拡充を
求める陳情**

この陳情は、妊娠をし
ても一度も検診を受けず
に陣痛を迎える未受診分
娩が増えつつあり、検診
は、若い世帯にとっては
重い負担になっている。
よって、厚生労働省
の通知に沿って妊婦健
康診査の公費負担増な
ど、妊婦検診に対して
充実を図るよう求めて
いるものです。

審査の中で、担当課か
ら来年度は妊婦健康診査
受診の公費負担回数を増

やす予定であるとの答弁
がありました。審査の結
果、全会一致で採択すべ
きものと決しました。

○長柄桜山古墳群につい
て(現地踏査)
○葉山町生活排水処理基
本計画について
○神奈川県後期高齢者医
療広域連合について
○子育て支援センターに
ついて
○国民健康保険料の賦課
について



古墳視察

委員長 伊東圭介

ごみ問題特別

ごみ処理について葉山町独自処理(案)を試算し説明会を開くことを求める陳情

陳情内容は葉山町、横須賀市、三浦市の2市1町によるごみ処理広域化に向けての基本計画(案)(資料編)に対し質問事項を求め、担当課と

算の比較説明や、パブリックコメントの再度開催を求めているものです。

継続審査となつていますが、11月15日及び11月28日に審査を行いました。

審査内容は、各委員にあらかじめ2市1町ごみ処理広域化基本計画(案)(資料編)に対し質問事項を求め、担当課と

質疑を行いました。また自区内処理の考え方や、鎌倉市・逗子市のごみ処理広域化の状況について報告がありました。陳情審査の中で、当委員会からの要望や提案が一つの

かたちとしてまとめられ、理事者側とよく話し合い、より多くの町民に理解が得られるよう努力すべきとの意見がありました。

審査の結果、陳情の願意に賛同できるものとして、全会一致で採択しました。

委員長 鈴木知一

広報特別

かねてより、検討を重ねている議会のインターネット中継の実現に向けて、すでに導入している逗子市議会を昨年11月12日に視察しました。

平成16年12月議会より開始した、逗子市議会の映像中継システムは既設の放送システムを利用

議会運営

10月23日 議会改革の委員会を行いました。

「町民の皆様のご意見を伺う会」の運営のあり方、広報、その他諸々の事柄

について検討を行い、その後、委員間で現在の議会について話し合いました。

11月21日 次年度議会予算の要求について検討しました。

2.5%減の枠配分の中で、各項目についてチェックし、額の検討をしました。

次年度は常任委員会視察を休止前よりやや減額して予算化しました。

11月28日 第4回定例議会の日程や議案、陳情等の取り扱いを検討し決めました。

11月29日、12月2日「町民の皆様のご意見を伺う会」を4会場において運営しました。

12月4日 定例議会が開会され、町長辞職および定例会欠席に関わる対

応のための全員協議会開催と、追加提出された陳情の日程と取り扱いを決めました。

12月5日、10日 付託された、陳情第19―24号「待寺議員が繰り返し署名を行った『昭和の日』創設記念事業推進に関する署名簿の回収と、待寺議員の釈明を求める陳情」の審査をしました。

この陳情は、待寺議員が重複署名を行い知人にもすすめたと言われているが、事実であれば、議員として信じがたい行為であり、回収と釈明を求めるといふものです。審査の結果、複数回の署名が違法としないことから、全会一致で不採択すべきものと決しました。

なお10日には全員協議会の開催および追加提出された、意見書案2件、常任委員会所管事項調査中間報告1件、動議1件、決議案1件の審議日程も決めました。

委員長 佐野司郎



映像中継システム視察(逗子市議会)

県町村議会議員研修会

平成19年11月16日、山北町で県町村議会議員研修会が行われました。県下の町村議会議員が一同に会し、今回は「議会改革とマニフェスト」と題して、四日市大学総合政策学部教授で、自治体議会政策学会会長の竹下譲氏の講演を拝聴しました。

講演はユーモアを折込んだ分かりやすいお話でした。マニフェストという言葉を初めて使ったのが竹下氏であったことの説明からはじまり、議員は日本をとりまく環境、背景について知るべきだと、国の財政問題を切り口にお話をいただきました。以下はその概要です。

自治体の事業はよく精査すれば、多くの点で必要性や優先順位を付けて考え直すことが可能です。またその必要もあるでしょう。しかし、なぜそれが実行に移されないのか。それは多くの地方公務員が、町民の代表である議員の声やその議決より、法令に従うことより第一だと考えているからです。つまり、職員が動かない理由が法律にある、そこに問題があると考えば、議員はその法律や国のやり方を変えようと言えはよいのです。たとえば、かつて日本

療費についてその後には東京でも続いたものですか、それ以上沢内村ともめることはできなくなつたのです。他にも国に先んじて条例でマンション建設の規制をしたり、公害規制などをしたりした事例は多々あります。このように、かつては国に従わなくとも、自ら奪い取る姿勢があつたのです。議会も80年代、90年代になって議会の意思は徐々に行政部に従うようになり、そのかたちが現在定着してしまつたのです。

さて、本来の議会運営については、日本の議案審議は本会議制である読会制が原則です。しかし、時間短縮やアメリカの手法をならつた委員会制が例外的に取り入れられ、定着しています。住民の同意や関心を得るためにも本来の読会制に戻し、賛成・反対を明確にし、議員が生きている限り責任を負う形態でなければなりません。

議会そのものの面白さをなくしている原因は、会議規則にあると指摘します。かつて自治省がつくつたモデルをそのまま使用している現状ですが、議員同士の討論や住民から面白いと思われる議会にするには会議規則の改正を行うしかないと思っております。

日本の国債は2005年の統計では国民一人当たり422万円で、これまでの総額では520兆円を越す状態です。全世界の発展途上国の借金総額が、2003年の日本の国債発行額と同じ316兆円ですが、日本の現在は実際1千兆円くらいの借金があるとも言われております。世界的に見れば、もう日本という国が存在できないほどの額と考えられます。では、この状況を打開する手立てはどこにあるのでしょうか。

財務省が一番問題視していることに、地方への歳出が挙げられます。現在、私たちが納める地方税は平成15年度で3兆5千億円です。しかし、地方への歳出にはその3倍近い91兆3千億円が当てられています。国税は45兆4千億円の歳入がありますが、財務省としては国の事業はそのうちでやりくりできるもの、地方への交付金や補助金が多すぎるため財政健全化が図れないというのです。では、なぜ自治体はそれほどまでに歳出が多いのでしょうか。

たとえば、かつて日本で一番寿命の短かつた岩手県の沢内村では、国に別目的の補助金を申請し、その資金で診療所を設立しました。当然、国ともめることになつたのですが、その結果、現在では村から町に規模を拡大し、65歳以上の医療費は無料、そして世界でいちばんの長寿の町となりました。国としては、医

療費についてその後には東京でも続いたものですか、それ以上沢内村ともめることはできなくなつたのです。他にも国に先んじて条例でマンション建設の規制をしたり、公害規制などをしたりした事例は多々あります。このように、かつては国に従わなくとも、自ら奪い取る姿勢があつたのです。議会も80年代、90年代になって議会の意思は徐々に行政部に従うようになり、そのかたちが現在定着してしまつたのです。

さて、本来の議会運営については、日本の議案審議は本会議制である読会制が原則です。しかし、時間短縮やアメリカの手法をならつた委員会制が例外的に取り入れられ、定着しています。住民の同意や関心を得るためにも本来の読会制に戻し、賛成・反対を明確にし、議員が生きている限り責任を負う形態でなければなりません。

国として、医療費についてその後には東京でも続いたものですか、それ以上沢内村ともめることはできなくなつたのです。他にも国に先んじて条例でマンション建設の規制をしたり、公害規制などをしたりした事例は多々あります。このように、かつては国に従わなくとも、自ら奪い取る姿勢があつたのです。議会も80年代、90年代になって議会の意思は徐々に行政部に従うようになり、そのかたちが現在定着してしまつたのです。

さて、本来の議会運営については、日本の議案審議は本会議制である読会制が原則です。しかし、時間短縮やアメリカの手法をならつた委員会制が例外的に取り入れられ、定着しています。住民の同意や関心を得るためにも本来の読会制に戻し、賛成・反対を明確にし、議員が生きている限り責任を負う形態でなければなりません。

をいただけました。参加者からは海外の事例や、参加者同士の討論ができない今回の研修会のあり方について質問がされ、私たち議員が今まで感じていた議会の限界や住民との距離を変えていくために、根本から考え直すお話しだと感じられました。

をいただけました。参加者からは海外の事例や、参加者同士の討論ができない今回の研修会のあり方について質問がされ、私たち議員が今まで感じていた議会の限界や住民との距離を変えていくために、根本から考え直すお話しだと感じられました。

をいただけました。参加者からは海外の事例や、参加者同士の討論ができない今回の研修会のあり方について質問がされ、私たち議員が今まで感じていた議会の限界や住民との距離を変えていくために、根本から考え直すお話しだと感じられました。





うしがやパト隊

地域活動を訪ねて①

広報特別委員会として、地域の町内会などの活動取材し、シリーズでお知らせをいたします。

今回は牛ヶ谷戸町内会をお訪ねしました。

11月30日(金)時々小雨が降る中、週2回定例で行われている防犯パトロールに参加しました。2時になると、矢嶋町内会長宅に有志数人が集まり、お揃いのベストを身に着け、牛ヶ谷戸町内会くまなく、ハンドマイクで防犯をうながしながら歩きます。

「こんにちは。牛ヶ谷戸町内会防犯パトロール・うしがやパト隊です。町内会では、皆様の安心、安全のためにパトロールを実施しています。お出かけの前には空き巣狙いにご用心。鍵を十分チェックして、お隣近所に声かけて、気をつけてお出かけ下さい。お帰りが夜になる場合は、門灯やお部屋の明かりをつけておきましょう。パトロールの一步一步で犯罪ゼロ」森屋パト隊長の声が響きます。

約1時間コースのパトロールでしたが、参加者は88歳を筆頭に高齢な方

たちで編成されており、自分の健康のためにも、また、世の中のお役にも立つので一石二鳥だと喜んで行われていました。なお、町内会外にお住まいのお友達にも声をかけて、一緒にパトロールに参加しているとのことでした。

この活動は、昨年11月に、児童の見守りなど自主防犯意識の高揚に貢献した功績で、葉山警察署長から感謝状が授与されました。

そして、牛ヶ谷戸町内会では、人と人とのふれあいを目的に活動の年間計画をしており、もちつき大会、ハロウィン、ふれあいサークルなどが行われ、向こう三軒両隣の付き合いに、昔の良さを取り戻そうとしているように思われました。

また、子ども会が無くなったいきさつに、子ども会会長の成り手がいないという経緯を踏まえ、町内会理事の1人が、子ども会会長を兼任することとし、子ども会を復活させました。

取材のため、行事に参加させていただき、会長の熱心さとともに、それをサポートする人材に恵まれ、住み良い葉山の町づくりの構築にとっても尽力されていると感じました。

町内会の皆様の今後の活動に大いに期待したいと思います。

取材 金崎ひさ
山梨崇仁



今後も各地区を取材して回りたいと思っておりますので、イベントなどの企画がありましたら、議会事務局までご一報下さい。



町民の皆様のご意見を伺う会 どんなご意見があったか

主催 葉山町議会 平成19年11月29日・12月2日

葉山町議会では議会基本条例の制定を目指して町民の皆様のご意見を伺う会を開催しました。

11月29日

上山口会館

(10時より15人参加)

一色小学校新館

(14時より11人参加)

12月2日

葉桜会館

(10時より20人参加)

福祉文化会館

(19時より55人参加)

議会基本条例とは

2006年5月18日に、北海道の栗山町が画期的な「議会基本条例」を制定して、地方議会に衝撃が走りまし

た。

神原 勝著「栗山町発・議会基本条例」によれば「議会基本条例とは、自治体の政府制度である二元代表民主制を首長と対等に担う議会が、主権者市民の負託に応えて優れたま

ちをつくるために、議

栗山町の議会基本条例は地方分権の進む中、「自由討議」「一般会議」首長などから議員への「反問権」、「議員と住民との直接の対話」など、地方議会の重い役割を認識したものです。

多くのご意見をいただきありがとうございます。

議会についてのご意見を次のようにまとめました。なお、町行政についてのご意見の数々は町部局に伝えました。

●ご発言、ご意見の数々

●夕張市のようにならな

いよう厳しいチェックを。

●行った事業の追跡を。

●具体的な理念、理念を

具体化する制度、その

制度を作動させる原則

などを定めた条例で、

当該自治体レベルの議

会運営に関する最高規

範として位置づけたも

の」とあります。

●栗山町の議会基本条

例は地方分権の進む中、

「自由討議」「一般会議」、

首長などから議員への

「反問権」、「議員と住

民との直接の対話」など、

地方議会の重い役割を

認識したものです。

情報公開

●議会の様子が見えない。

●テレビ・インターネット中継を。

●チラシに「情報の公開」とあるが、これが弱いからこういう議題が出るのか。

●このような会合を多くも

ってほしい

●議員が全員そろってく

るのは初めてである。

●議員の意見や活動内容

も聞きたい。

●議会が前向きになった

点は称賛するが、形だけにならないように取

り組んでほしい。

●議員は選挙の時は来る

が、当選すると顔を出さない。

●会派とは

●議会に与・野党、会派

などがあるように言わ

れているが、是々非々

で議論を尽くして決め

るべき。

もつと議論を

●議論が少ない、よく議論し、自分の意思で賛否を決めるべき。

●議会質問は形式的問題が多く迫力ある質問が見られない。

●政策的にマンネリ化している。財政面など、中・長期的な計画が必要だ。

●その他

●昭和の日 中止を。

●町長・副町長の辞任について説明を。

●タイワンス対策を。

●し尿処理の希釈について。

●「民意」「厳しい財政」「善処」を禁句に。

●議会は「倫理の欠如、独裁、無知」だ。

●町民の声を聞いて町民の側に立って欲しい。

●これからの進め方

●議会改革の目標の第一に「議会基本条例」の制定と決めた会議で、条文の制定を急ぐのではな



一色小学校新館



上山口会館

く、時間をかけて検討を重ねていくべきだという意見が出され、委員全員が同意しました。検討を重ねることによって、葉山町の議会の状況もよく

見えてくるし、課題も明確になってくるはずだということですが、

先進事例を参考にしながら、条例の骨格作りから原案作成を進めていきたいと考えています。そして必要に応じて、公聴会、議会運営委員会への参考人招致、アンケート等で住民のご意見も伺っていかねばならないと考えています。

『分権時代に対応した 新たな町村議会の活性化方策』 あるべき議会像を求めて

第2次地方(町村)議会活性化研究会
最終報告(平成18年4月より)

課題

平成18年に、第2次地方議会活性化研究会の委員を務められた今村都南雄中央大学教授をお招きして議員全員の研修を行

いました。テーマは「分権時代の地方議会・あるべき地方議会像を求めて」というもので、内容は、現在分権改革の象徴として議会改革が位置づけられており、改革要求も数多く、国も多岐にわたって法改正をしている状況である。これからの地方議会改革は、自主改革の積み重ねが肝要であるというものでした。前述研究会の最終報告の中に議会運営上の活性化方策がのべられており、これからの課題として検討していかなければならないと考えています。概要は次のとおりです。

①議会と首長の関係

◎条例をはじめ議員による議案提出権を大いに活性化させる。

◎予算を伴う議案についての議会の発案権は弾力的に考え活性化させる。

②討議の活性化

◎臨時会を廃止して定例会に一本化するか、通年

条件整備を進める。

③住民参加

◎住民からの直接請求による議案提出の活性化を促進するため、有権者の年齢や必要署名数の引き下げなどを検討する。

◎公聴会を全議案について本会議で開催することを検討し、当面参考人制度の活用を促進する。

◎先例・慣例のマニュアル化を進め、その定期的検証と改訂を実施する。

◎会議規則についてはそれぞれに必要と思われる改廃を加えてその弾力性を強める。

◎常任委員会の委員の複

数就任を進める。委員会にもその要請に応じて執行機関の長の出席や資料提供を義務付ける法的措置を講ずるよう要求する。委員長への表決権付与について検討する。所属外委員会での議員の平等参加への改善策を講ずる。委員会の所管事務調査の改善を図る。各委員会は原則公開としてその

④議会事務局

◎議会の権能の大幅な拡充に対応できるよう、発想の転換により調査・立法機能の充実を核にした

議会事務局の思い切った拡大・増員を図る。

◎事務局職員に対する議長の人事権を実質的に確立し、その処遇面に十分考慮を払いながら有能な人材を確保するよう努める。

おわりに

自立の道を選択した町村の議会は、首長や職員、さらには住民と一致協力して、個性を生かした自立のためのまちづくりを強力に推進することが求められます。町村議会は中核たることを自覚し、先頭に立つ気概を持つてことにあたらなければなりません。

議会基本条例の制定の先進事例

●福島県須賀川市議会

(2005年1月1日 施行)

●北海道栗山町議会

(2006年5月18日 施行)

●三重県議会

(2006年12月20日 施行)



福祉文化会館



葉桜会館

傍聴記

第四回定例会を傍聴して

今回の定例会の前に、

議会は「町民に意見を伺う会」を四度開催した。多くの意見が出た中で、共通の意見として「議会、委員会の答弁は質問に答えていない、もっと論点を集約して答弁（議論）すべき」でした。

突然の町長の病欠欠席、副町長の今日付け辞職でトップ二人が欠席したままでの本会議とはいえ、つい数日前に町民からしつこく追求されたことを、もう忘れてしまったのか。町長答弁の猿真似なのか、今日の本会議でも目立ったずれた答弁。野球の質問に相撲で答えるいつものパターン。質問の意味が理解できていないのか、「三人よれば文殊の知恵」と

議改革を切に望む。一色在住 黒下 行雄

いうのは、普通人の集団の話であって、「バカ」は百人集まってもバカ」を地で行っていると思えない。

議長は、毅然とした態度で「質問に答えなさい」となぜ言えぬ。

議会条例が無くて、議長が賛成派、反対派にとらわれることなく、公平な立場で注意すべきだ。

いい事もあった、補正予算審議で、補正予算から離れた質問が出た時、議長は二度も、「予算についての質問に限ってください」と注意した。

これが大事なことです。質問、答弁がたえ町長であっても言うべきです。論点を集約すべきです。政策の違いはあっても、議会の論点を集約することは出来るはずですよ。

議員一人ひとりの意識改革を切に望む。

一色在住 黒下 行雄

議員懇談会

12月10日午後7時より

議員懇談会が開催され、町長から辞職のあいさつを受けました。

辞職の理由は、諸般の状況を鑑み、町政への影響を様々な視点から考慮し、身を引くことにより新たな道筋が開かれるものと考え、決意したとのことでした。

横山すみ子氏が議員を辞職しました
平成19年11月10日、横山すみ子議員が一身上の都合により、議員辞職願いを笠原俊一議長宛に提出し、翌日、法令に基づき議長は辞職願を許可しました。

なお、横山すみ子氏は、昭和60年1月の町議会補欠選挙で初当選し、町議会議長、議会選出監査委員、議会運営委員会委員長などを歴任しました。

議長一人ひとりの意識改革を切に望む。

一色在住 黒下 行雄

表紙説明

12月14日雨上がりの朝、葉山保育園の園庭で、薪で餅米をふかしていました。これから始まる餅つきを訪ねました。

部屋の床にシートを敷いて臼を置き、周りに子どもたちを座らせて、餅つきの始まりです。きな粉の香りが昔ながらの年の瀬の風景と重なり、妙に懐かしく感じました。この子どもたちも大きくなったら、懐かしく感じるのだろうと、シャッターチャンス待ちました。



編集後記

平成19年が終わった。世相を表す2007年「今年の漢字」は「偽」が選ばれた。年金問題や安倍首相の突然の辞任。企業や行政機関の相次ぐ不祥事。その他多くの分野で、「偽証」「虚偽」「作為」があったという。

主催した日本漢字能力検定協会は「来年は看板に『偽り』なしの安心できる社会になってほしい」という願いも「偽」に込められていると結論付けた。

新しい町長が生まれ、新しい町の方向性が見出される。選挙看板に『偽り』のない町政運営を望むのは全町民の願いだ。

「偽」という漢字は「人の為」と書く。自分はそのために生きる政治を実現しているのだろうか。初心忘るべからず。昨年よりさらに身を引き締め、葉山町とともに新年の門出を迎える。

12月31日記 山梨 崇仁

山梨 崇仁

平成20年第1回定例会は新しい町長によって招集されるため日程は未定です。

議会広報特別委員会

- 畑中由喜子 近藤 昇一
- 伊東 圭介 鈴木 知一
- 金崎 ひさ 山梨 崇仁
- 鈴木 道子 守屋 亘弘